

四日市市告示第606号

四日市市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年12月27日

四日市市長 森 智広

四日市市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市経営継承・発展等支援事業費補助金交付要綱（令和4年四日市市告示第484号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助率等) 第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、100万円を上限額とする。	(補助率等) 第5条 補助対象者に交付する補助金の額は、 <u>前条の経費の2分の1以内とし、100万円を上限額とする。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り上げた額を補助金額とする。</u>

附 則

この要綱は、告示の日から施行する

(商工農水部農水振興課)